

2010 年 2 月 1 日

SAAJ NEWS RELEASE

企業会計基準公開草案第 35 号

「包括利益の表示に関する会計基準（案）」について意見書を提出

(社)日本証券アナリスト協会（会長：稲野和利 野村アセットマネジメント会長）は、2009 年 12 月 25 日に公表された「包括利益の表示に関する会計基準（案）」について意見書を作成し、2 月 1 日（月）に企業会計基準委員会（ASBJ）へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 当期純利益までの現行表示を変えることなく、財務諸表における包括利益及びその他の包括利益の表示について定める「公開草案」を高く評価する。我が国の現行基準では、その他の包括利益の累積したストックだけが貸借対照表に開示されており、損益計算書とは帳尻の合わない状態であった。毎期の変動分を純利益に加減した包括利益の開示により、純利益と純資産の間で成立しなかったクリーン・サープラス関係を保証することになる点を、我々は高く評価している。
- ✓ 我々は、「公開草案」3 頁の 10.「前 2 項の注記は、個別財務諸表（連結財務諸表を作成する場合に限る。）及び四半期財務諸表においては、省略することができる。」には反対する。連結決算と個別決算の相違に注目する投資家は多く、個別財務諸表に包括利益及びその他の包括利益を表示しながら、税効果の金額と組替調整額の注記が省略されると、連結財務諸表と個別財務諸表を比較分析できないという利用者の不満が募るであろう。
- ✓ 我々は、3 頁の 11.を「包括利益を表示する計算書は、(1) の 2 計算書方式を原則とし、(2) の 1 計算書方式も認める。」へ変更することを提案する。同一形式で表示される様に誘導した方が、利用者にとって実務上の他社比較が容易になり、データ入力時のミスなどの混乱も起き難いと考えられるためである。
- ✓ 我々は、3 頁の 13.「本会計基準の適用初年度においては、その直前の年度における包括利益及びその他の包括利益の内訳金額を注記する。」に対して、注記では不十分と考えており、直前年度の「包括利益計算書」本表の表示を義務付けることを提案する。

【添付資料】企業会計基準公開草案第 35 号「包括利益の開示に関する会計基準（案）」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

(社)日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞